

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	10 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月から47年3月まで

私は、昭和43年12月から自営業を始めた時に国民年金に加入した。それから60歳まで、夫婦二人分の保険料を妻と一緒に支払っていたはずであり、その妻の保険料は納付されている。しかし、私の記録は申立期間が未加入とされており納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金加入期間は同一市に居住しているにもかかわらず、申立人に対して国民年金手帳記号番号が、昭和38年10月ごろ及び43年11月ごろに夫婦連番で2つ払い出され、更に、申立期間直後の47年4月ごろに3つ目の手帳記号番号が払い出されている。

また、2番目に払い出された国民年金手帳記号番号は、払出簿に資格取消しと記載されているが、取消しの理由、時期等については社会保険事務所及び市でも不明と説明し、申立人も資格喪失の手続をした覚えは無いと述べており、記録上、未加入期間となっている申立期間について、制度上、申立人が資格喪失すべき要因も無く、資格が取り消された合理的な理由はうかがえない。

さらに、申立人の妻の1つ目の国民年金手帳記号番号については、昭和38年11月から39年3月までの5か月分の納付が特殊台帳(マイクロフィルム)から確認でき、本申立てを契機に、平成21年6月8日に納付記録の追加処理が行われていることから、行政側の記録管理に過誤があったと推認される。

加えて、申立人は、昭和43年12月に自営業を始めてから、夫婦一緒

に保険料を納付していたと主張しており、申立期間前までの申立人及びその妻の年金加入状況から見ると、夫婦一緒に加入していたと推定でき、申立期間についてはその妻は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間及び63年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和58年5月から60年3月まで
②昭和63年4月

婚姻前の昭和58年5月から59年3月までの国民年金保険料は母親に納付を頼んでいたし、昭和59年度の国民年金保険料については、婚姻して転居した町で納付し、年金手帳に集金人の領収印もある。

また、昭和63年4月の保険料については夫婦一緒に納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和58年5月から59年3月までの期間について、申立人は、保険料納付額、納付方法等の記憶が無く、申立人が納付を依頼したとする実家の母親も依頼を受けた記憶が無いとしており、当時の状況が不明である。

また、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、婚姻後に居住した町で払い出されており、申立人の主張する実家では保険料を納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことはうかがえず、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

2 申立期間①のうち、昭和59年4月から60年3月までの保険料について、当時の集金担当者が保険料を受領したことを示すと思われる「個

人印」が押印された紙が、申立人の所持する年金手帳に貼付^{ちようふ}されていることから、申立人は、この期間の保険料を納付したと考えられる。

- 3 申立期間②について、申立人は、集金人の名前を記憶しているなど、当時の記憶は鮮明である上、申立人が主張しているとおおり、居住していた町は離島のため納付場所(金融機関)が無く、集金人が国民年金保険料を集金していたことが確認できる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、夫婦で一緒に納付していたとする申立人の夫は納付済みであることから、申立人は、当該期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から60年3月までの期間及び63年4月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、平成10年1月から同年9月までの標準報酬月額を50万円に、同年10月の標準報酬月額を47万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成10年1月から同年10月まで
②平成10年11月から11年4月まで

A事業所に相談役として勤務した期間のうち平成10年1月から同年10月までの標準報酬月額が、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、社会保険庁の記録では8万円に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

また、平成10年11月以降の期間についても継続してA事業所に勤務していたので、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険庁のオンライン記録から、A事業所は、平成10年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同日後の同年11月12日付けで、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額が、同年1月から同年9月までの期間については50万円から9万2,000円に、同年10月については47万円から9万2,000円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、平成9年6月30日に取締役を退任していることが確認できる上、当時の元事業主及びA事業所B工場における当時の元同僚は、「C県にあったA事業所本社が一括して社会保険事務を行っていたが、申立期間①当時、申立人は、D県にあったA事業所B工場に相談役として勤務していた。」と証言している。

さらに、A事業所B工場における当時の元工場長は、「A事業所本社から、

厚生年金保険を脱退するので従業員は国民年金に加入するよという文書連絡があり、自分が申立人及び他の従業員に話をした。また、本社から標準報酬月額引下げについての説明は無かった。」と証言している。

加えて、A事業所本社における当時の元総務部長は、「A事業所は社会保険料を滞納していたため、社会保険事務所から標準報酬月額をさかのぼって引き下げ、滞納保険料に充当するよう指導があり、自分が当該手続を行った。」と証言しており、また、当該元総務部長及び当時の元事業主は、「申立人に社会保険料の滞納処理に関する相談をしたことは無く、申立人の標準報酬月額をさかのぼって引き下げるについて説明をしていなかった。」と証言している。

これらの証言から、申立人は、申立期間①に係る標準報酬月額を遡及訂正された事実について承知しておらず、A事業所において社会保険事務に関する権限を有していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間①において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成10年1月から同年9月までは50万円、同年10月は47万円と訂正することが必要であると認められる。

一方、申立期間②について、雇用保険の被保険者記録から、申立人がA事業所に継続して勤務していたことは認められるが、申立人が提出した給与明細書から、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録から、A事業所は、平成10年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認でき、申立人は、申立期間②について国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年1月から7年2月28日まで

社会保険事務所の職員が訪ねてきたとき、初めて標準報酬月額が改ざんされていることを知った。A事業所の取締役であったが、社会保険の事務や経理には関与していないため、同事業所が届け出ている当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円と記録されていたところであるがA事業所が適用事業所に該当しなくなった日（平成7年2月28日）の後の同年3月7日付けで、5年1月から6年10月までは8万円、同年11月から7年1月までは9万2,000円にさかのぼって標準報酬月額が減額されていることが確認できる。

また、商業登記簿では、申立人は、申立期間当時、8人の取締役のうちの一
人であったことが確認できるが、他の複数の取締役は、「申立人は現場の業務
を担当し、社会保険事務及び経理事務には関与していなかった。」と証言して
おり、代表取締役は、「社会保険事務は自分が行っていた。」と証言しているこ
とから、申立人は、社会保険事務について権限を有しておらず、標準報酬月額
を遡及訂正された事実を承知していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような訂正処
理を行う合理的な理由は見当たらず、申立期間において標準報酬月額に係る有
効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額

は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年1月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から46年7月までの期間、47年2月から48年5月までの期間及び53年11月から54年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和45年4月から46年7月まで
②昭和47年2月から48年5月まで
③昭和53年11月から54年5月まで

申立期間①は、私が短期大学を卒業後に父親が国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間②の厚生年金保険からの切替手続と申立期間③の国民健康保険加入と同時にいった国民年金への切替手続は自分自身で行った。この期間の保険料は父親が納めてくれていたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①の国民年金加入手続はその父親が行い、申立期間②及び③の加入手続は自ら行って、これらの保険料はその父親と一緒に納めていたはずだと述べるにとどまり、これ以上のことは記憶がなく、申立期間①の加入手続及び申立期間の保険料を納付したとするその父親は、既に他界しており詳細は不明である。

また、申立期間①及び②について、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和54年8月ごろ払い出され、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立期間③について、申立人は、「離婚後すぐに市で国民健康保険に加入し、この時に国民年金の加入手続も行った。」と主張しているが、当時居住していた市では国民健康保険加入記録が保存期限を過ぎているため確認ができない上、申立人からも当該保険料を納付したとする事情もうかがえない。

加えて、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記

等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間、51 年 1 月から同年 3 月までの期間、55 年 1 月から同年 3 月までの期間、57 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び 63 年 5 月から平成元年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 36 年 4 月から 41 年 3 月まで
②昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで
③昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
④昭和 57 年 4 月から 63 年 3 月まで
⑤昭和 63 年 5 月から平成元年 12 月まで

私は、自分で国民年金に加入して、毎月自分で保険料を納め、結婚後は、妻が私の保険料を一緒に納付していた。

また、妻が 60 歳になった平成 10 年ごろ、市役所から今なら保険料を納めることができるという通知が送られてきたため、妻がその保険料を納めたはずなので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②、③並びに申立期間④のうち昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間は未納となっている。

このうち、申立期間①について、申立人は、婚姻前でその妻は保険料納付について関与していないにもかかわらず、すべて妻に任せていると述べるにとどまり、申立人から証言は得られず、納付状況は不明である。

また、申立人の妻は、保険料は毎月納付していたと述べているが、申立期間①当時、申立人が居住していた自治体では 3 か月単位で保険料を収納していたことが確認できる。

さらに、申立期間①から④までについて、申立人が納付したとする保険料額は当時の金額と大きく相違している上、申立人の妻は、60 歳になる平成

10 年ごろ、未納期間の保険料を納めるよう市から通知が来たので保険料を納付したと主張しているが、その時点で、未納となっている申立期間①、②、③並びに申立期間④のうち昭和 57 年 4 月から 58 年 3 月までの期間及び 59 年 4 月から 60 年 3 月までの期間は時効により保険料を納付することはできない。

2 申立期間④のうち昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 63 年 3 月までの期間並びに申立期間⑤については申請免除となっており、この期間について申立人の妻は、60 歳になる平成 10 年ごろに保険料を納めるよう市から通知が来たので、夫婦の保険料を追納したと述べているが、納付したとする保険料額は実際の金額と大きく相違している上、申立期間④のうち昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 63 年ごろまでの期間の保険料については、この時点で既に追納ができる期間を経過しているために納付できない。

また、申立人は、平成 7 年に、その妻と共に昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの期間の保険料について追納の申出をしているが、その妻の記録にも追納していない期間が 2 か所（5 か月）確認できる上、61 年 4 月から 63 年 3 月までの期間及び申立期間⑤については、追納申出の記録が無く、納付書が発行されたことはうかがえない。

3 そのほか、申立期間は複数で合計 158 か月と長期間である上、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から43年3月まで

私は、昭和55年ごろ市役所で過去の国民年金の未納分があると言われ、金融機関でお金を下ろして納付したことを記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年ごろに未納分の保険料をさかのぼって納付したとしており、その当時は第3回特例納付が実施されていたが、申立人が記憶している保険料額は、申立期間当時の保険料額と相違する。

また、申立人は、昭和55年ごろ、行政機関の年金担当者に、60歳になって年金をもらえないと生活ができないと生活の窮状を訴えたところ、その担当者が手を尽くしてくれたと述べており、社会保険庁の特殊台帳(マイクロフィルム)及び市の国民年金被保険者名簿においても、申立人が、申立期間直前の昭和36年7月から37年6月までの期間の保険料を、第3回特例納付により納付したことが確認できることから、申立人は、受給権(300か月)を満たすために保険料12か月分を特例納付し、申立期間については納付しなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(日記、家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から50年3月まで

私は、家業を継ぐため昭和45年6月に帰省したが、その後、父親が私の国民年金と国民健康保険の加入手続をしてくれた。国民年金の保険料は母親が納めてくれていたはずであり、家族の保険料は納付済みなのに、私のみ未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これを行ったとする申立人の両親は既に他界しているため当時の状況は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和51年4月に払い出されており、これ以前に申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえないことから、申立人は、このころ加入手続を行い、現年度分である50年4月分の保険料から納付し始めたと考えるのが自然である。

さらに、申立人が提出した確定申告書（控）のうち、申立期間に係る昭和45年から50年分までについて見ると、記載された社会保険料控除額に申立人の国民年金保険料分が計上されたことはうかがえないことから、申立人が保険料を納付していたとは推認できない。

加えて、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（帳簿、通帳、家計簿等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から49年3月31日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入していた事実は無い旨の回答を得た。
自分は、昭和45年12月にA事業所を退職したが、その後の47年3月1日に再度A事業所に入社し、49年3月31日まで継続して勤務している。そのときの仕事内容も従前と同じであり、給与体系も従前と同じであるから、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人が申立期間についてA事業所に勤務していたことは推認することはできる。

しかし、申立人が提出した国民健康保険証から、申立人は、昭和46年1月1日に当該被保険者資格を取得しており、申立期間中の47年4月19日に申立人の長女に対して当該保険証を使用した記録が確認できる。

また、申立人が提出した国民年金手帳及び国民年金保険料領収書の写しから、申立人は、申立期間において国民年金に加入しており、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

さらに、A事業所の事業主に照会したところ、「当時の関連資料はすべて廃棄しており確認はできない。」旨の回答を得ており、申立期間当時の事業主及び事務担当者とは連絡を取ることができず、申立期間当時の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況について、確認することはできなかった。

加えて、当時の同僚からも、申立期間の勤務状況等の証言を得ることはできなかった。

なお、社会保険事務所が管理する A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号*番（昭和 47 年 3 月 1 日）から同番号*番（昭和 49 年 3 月 1 日取得）までの被保険者を確認したが、申立人の氏名は見当たらなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 28 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
(A 事業所)
②昭和 35 年 8 月 10 日から 38 年まで (B 事業所)
③昭和 38 年から 40 年 9 月 30 日まで (C 事業所)

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給料から保険料も引かれていたので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人は申立期間においてA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかしながら、A事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び経理担当者も連絡先不明や既に死亡していることから、当該期間における厚生年金保険の適用、及び保険料控除の状況について確認することはできなかつた。

また、申立期間において厚生年金保険の加入記録のある同僚は、「申立人について記憶はあるが、勤務時期までは分からない。」と証言している。

さらに、A事業所の後継事業所に照会したものの、A事業所における厚生年金保険料の控除を確認できる資料は残っていないとの回答を得た。

なお、社会保険事務所に管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号*番(昭和 27 年 11 月 1 日取得)から同番号*番(昭和 28 年 9 月 1 日取得)までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人は同番号*番として昭和 28 年 9 月 1 日に資格を取得した記録が確認できるほかには、申立人の氏名は見当たらない。

申立期間②について、申立人が勤務していたとするB事業所があった所在地を管轄する社会保険事務所の事業所名簿では、申立人が勤務したとしている事業所は厚生年金保険の適用事業所として確認ができず、同所在地を管轄する法務局でも、同事業所の商業登記簿の記録は確認ができない。

また、申立人が同僚として名前を挙げた4人については、名字の記憶しか無いため、厚生年金保険の被保険者としての記録を確認することができず、申立てに係る事実の証言を得ることができなかった。

さらに、申立人がB事業所の取引先としているD事業所、及びB事業所があったとされる同じ場所に現存するE事業所に照会したものの、いずれもB事業所という名称の事業所については記憶が無い、と回答している。

申立期間③について、当時、申立人が記憶する同僚及びC事業所で被保険者となっていた複数の元従業員に申立人に関する記憶の有無について確認したところ、全員が申立人の記憶は無いとしており、在籍の状況確認ができなかった。

さらに、C事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び経理担当者も既に死亡しているため、申立期間における厚生年金保険の適用、及び保険料控除の状況について確認することはできなかった。

なお、社会保険事務所が管理するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿で健康保険番号*番（昭和38年5月1日取得）から同番号*番（昭和49年4月16日取得）までの被保険者を確認したが、この間に申立人の氏名は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①から③までにおける厚生年金保険料控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 31 年 4 月から同年 8 月まで
②昭和 32 年 7 月から 33 年 12 月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実は無い旨の回答を得た。

給与明細等はないが、働いていたことは事実であるので、当該期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことを推認することはできる。

しかし、A事業所の元事業主の遺族及び申立人が記憶する同僚から、「当時の事業主の甥であった申立人は、正社員というよりもお手伝いのように働いていたので、厚生年金保険に加入していなかったのではないか。」との証言を得た。

また、社会保険事務所が管理するA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、申立期間当時の事業主及びその妻と子どもは、すべて昭和 35 年 1 月 1 日に同事業所で資格を取得していることが確認でき、事業主に近い親族であった申立人は、申立期間において、A事業所で厚生年金保険の加入手続が行われなかったことがうかがわれる。

さらに、A事業所に申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除について照会したが、申立人の申立期間に係る資料は無く、当時の事業主は既に亡くなっており、申立てに係る事実を確認することができなかった。

なお、申立期間①及び②について、社会保険事務所が管理するA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号*番（昭和 30 年 12

月 10 日取得) から同番号*番 (昭和 31 年 9 月 6 日取得) までの被保険者及び同番号*番 (昭和 32 年 5 月 1 日取得) から同番号*番 (昭和 34 年 3 月 3 日取得) までの被保険者を確認したが、この間に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 42 年 7 月 1 日から 46 年 12 月 21 日まで
②昭和 47 年 4 月 27 日から 48 年 7 月 1 日まで
③昭和 48 年 8 月 20 日から 49 年 3 月 1 日まで

社会保険事務所へ厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みであるとの回答を得た。自分は受け取った記憶は無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手 49. 4. 24」の印が押されているとともに、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月半後の昭和 49 年 5 月 14 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間である 3 回の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものとするのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 12 月 1 日から 5 年 4 月 21 日まで

申立期間当時、社会保険料を滞納していたため、代表取締役であった夫と取締役であった自分の二人で社会保険事務所へ行き、そこで社会保険事務所の職員に言われるまま一方的に何らかの手続をさせられた。今になって、標準報酬月額がさかのぼって減額訂正されていることが分かったが、こちらから当該手続を頼んだわけではなく、社会保険事務所の職員に強引にやらされたことであるので訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A事業所は、平成 5 年 4 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年 10 月 7 日付けで、3 年 12 月から 5 年 3 月までの期間について、36 万円から 9 万 8,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、代表取締役の妻であり、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、取締役であったことが確認できる。

また、A事業所における当時の元従業員は、「社会保険事務に関することは、申立人が行っていた。」と証言しており、申立人は、「社会保険に関することは、私が自己判断ですべて行っていた。申立期間当時、社会保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員が事業所を訪れたとき、滞納保険料について話し合った記憶がある。職員に言われるままに、手続をさせられた。」と述べている。

さらに、事業主は、「当時、社会保険料を滞納していて、社会保険事務所の職員が何回か督促に来た。会社の印鑑は、妻である申立人に預けてい

た。」と述べていることから、申立人は、A事業所の取締役として、社会保険事務について権限を有していたと考えるのが自然であり、標準報酬月額
の減額訂正についても関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人はA事業所の取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関与し
ながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、
申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を
認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 11 月 1 日から 7 年 11 月 30 日まで
社会保険庁の記録によると、申立期間について、従前まで 50 万円だった標準報酬月額が 15 万円に引き下げられていることが分かった。
平成 6 年度の決算報告書から、申立期間については、月額 50 万円程度の報酬を得ていたことが分かるので、標準報酬月額を 50 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成 7 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年 12 月 7 日付けで、6 年 11 月から 7 年 10 月までの期間について、50 万円から 15 万円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「標準報酬月額の減額訂正の手続がどのように行われたのかは分からないが、社会保険事務は自分自身が担当しており、会社の社印も自分が管理していた。当時、厚生年金保険料を滞納しており、社会保険事務所の職員から、会社の経営が苦しいならば、厚生年金保険から個人が保険料を負担する国民年金に切り替えたらどうかと言われ、言われるがまま国民年金に切り替えた。」と証言していることから、A事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に関

与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 587

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月1日から5年4月1日まで

A事業所に取締役として勤務した期間のうち平成4年1月から5年3月までの標準報酬月額について、給与が月額25万円くらいであったと記憶しているが、社会保険庁の記録では8万円に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成5年4月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、同日付けで申立人の4年1月から5年3月までの期間に係る標準報酬月額を30万円から8万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所の被保険者は、昭和62年6月以降、事業主と申立人の2人のみであり、事業主及び申立人は、「申立人の役職は「専務」であり、2人で相談しながら当該事業所の経営を行っていた。」としている上、元顧問税理士及び元従業員においても、「申立人を当該事業所の「専務」であると認識していた。」と証言している。

一方、申立人は、「社会保険関係の手続は元顧問税理士にまかせており、厚生年金保険料の支払いに関することは分からない。」と主張しているが、当該元顧問税理士は、「当時、A事業所は厚生年金保険料を滞納しており、その件について、事業主と申立人に話をしたことがあるので知らないはずはない。事業所で話をするときには、大体、事業主と申立人は2人一緒であった。また、申立人に係る資格喪失届及び標準報酬月額変更届並びに適用事業所全喪届を書いたかもしれないが、社印は事業主が保管しており社会保険関係の届出は事業所が行うことになっていた。」と証言している。

また、元顧問税理士は、「申立人に、A事業所が社会保険から脱退した後、国民年金及び国民健康保険に加入する必要性について説明した記憶がある。」と証言している。

以上のことから、申立人は、実質的にはA事業所の役員として経営者と一体的な立場にあり、当該事業所の業務執行に責任を負っていたと認められ、社会保険事務について権限を有していたことがうかがえ、標準報酬月額 of 訂正処理に関与していたと考えるのが自然である。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から8年10月29日まで

A事業所の代表取締役として勤務した期間のうち、上記申立期間に係る標準報酬月額が3分の1以下に減額されていることが分かったので、減額前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、A事業所は、平成8年10月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できるところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年11月5日付けで7年7月から8年9月までの期間について59万円から20万円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、A事業所の閉鎖登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「当時、社会保険事務を含む経理業務を取締役であった妻と社員であった娘に担当させていたので、自分は一切関与していない。」と主張しているが、社会保険事務を担当していたとされている娘は、「倒産する前月に社会保険料の支払いが困難な状況であったため、社会保険事務所へ口座の自動引き落としを止めてもらう交渉をし、受理してもらった。」、「倒産した当時、倒産に伴う未納保険料の処理を担当した社会保険事務所の職員から、滞納保険料についての処理が終わった旨の話を聞いたことを覚えている。」と証言している上、当該娘は、平成8年4月に、既に被保険者ではなくなっており、アルバイトで事務の仕事をしていたとしており、このような^{そきゅう}遡及訂正処理を代表取締役である申立人に何らの相談もなく、独断で行ったとは考え難い。

以上のことから、申立人は、A事業所の代表取締役として、業務執行に責任を負う立場であり、社会保険事務所に対する全喪届及び自らの標準報酬月額減額訂正手続きについても関与していなかったとは考え難い。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、A事業所の代表取締役として、当該標準報酬月額の訂正処理に同意しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

静岡厚生年金 事案 589

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月1日から15年1月1日まで

A事業所に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が41万円から9万8,000円に訂正されていることが分かったので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録(年金記録)の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A事業所は、平成15年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、同日後の同年1月7日付けで、14年4月から同年12月までの期間について、41万円から9万8,000円にさかのぼって減額されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A事業所の商業登記簿謄本から、申立期間当時、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、A事業所が適用事業所でなくなった平成15年1月1日時点での当該事業所における唯一の被保険者であり、社会保険事務を担当していたとされる者は、当該減額訂正処理が行われた時には既に死亡していることが確認できることから、当該事業所の代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の減額訂正処理について関与していたものとするのが自然である。

さらに、社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、A事業所での被保険者資格喪失日である平成15年1月1日に健康保険の任意継続被保険者となっており、その標準報酬月額は9万8,000円であったことが確認できること

から、申立人は引き下げられた標準報酬月額について承知していたことがうかがわれる。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人はA事業所の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 17 日から 42 年 9 月 26 日まで
社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みであるとの回答であった。しかし、自分は、脱退手当金を受給した記憶が無いので、申立期間を年金額に反映される厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿における申立人の氏名は、事業所を退職した約 1 週間後の昭和 42 年 10 月 4 日に氏名訂正されており、申立期間の脱退手当金は同年 12 月 15 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に伴い氏名訂正が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 42 年 12 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者台帳記号番号は、申立期間と申立期間後の厚生年金保険被保険者期間では別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。